

伊勢崎市定住自立圏形成方針の変更 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第3条 中心地域及び近隣地域が相互に役割分担して連携を図り、共同し又は補完しあう政策分野は、次の各号に掲げるものとし、その取組内容及び機能分担は、当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1) 生活機能強化に係る政策分野</p> <p>① 土地利用</p> <p>ア 土地利用に係る取組</p> <p><b>【取組内容】</b></p> <p>土地利用については伊勢崎市都市計画マスタープラン（以下「都市マス」という。）を平成20年8月に、<u>令和9</u>年度を目標年次として<u>策定</u>した。都市マスを<u>実現するために</u>、秩序ある土地利用の誘導、ゆとりや潤いのある居住環境の形成、商業・工業機能の誘導、中心市街地の再生に取り組む。<u>_____</u>現在、伊勢崎都市計画区域、赤堀都市計画区域、東都市計画区域と3つある都市計画区域は、都市計画基礎調査の結果等を踏まえ、都市マスで定める都市計画の再編方策に基づき<u>段階的に_____</u>統一化に向けた検討を進める。</p> <p><b>【機能分担】</b></p> <p>A 省略</p> <p>B 近隣地域の赤堀地域においては、都市マスで定める地域交流拠点の機能の確保に向けた取り組みを進めるとともに、都市計画区域再編の方針による区域区分見直し（線引き）<u>に向け段階的な土地利用を検討し、まちづくりを推進する。</u></p> <p>近隣地域の東地域においては、都市マスで定める地域交流拠点、流通拠点などの機能の確保に向けた取り組みを進めるとともに、都市計画区域再編の方針による区域区分見直し（線引き）<u>を検討し、まちづくりを推進する。</u></p> <p>近隣地域の境地域においては、都市マスで定める地域交流拠点、歴史文化拠点などの機能の確保に向けた取り組みを進める。</p> <p>② 景観形成</p> <p>ア 景観まちづくりの推進に係る取組</p>	<p>第3条 中心地域及び近隣地域が相互に役割分担して連携を図り、共同し又は補完しあう政策分野は、次の各号に掲げるものとし、その取組内容及び機能分担は、当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1) 生活機能強化に係る政策分野</p> <p>① 土地利用</p> <p>ア 土地利用に係る取組</p> <p><b>【取組内容】</b></p> <p>土地利用については伊勢崎市都市計画マスタープラン（以下「都市マス」という。）を平成20年8月に、<u>平成39</u>年度を目標年次として<u>決定</u>した。都市マスを<u>ベース_____</u>に、秩序ある土地利用の誘導、ゆとりや潤いのある居住環境の形成、商業・工業機能の誘導、中心市街地の再生に取り組む<u>ために、_____</u>現在、伊勢崎都市計画区域、赤堀都市計画区域、東都市計画区域と3つある都市計画区域は、都市計画基礎調査の結果等を踏まえ、都市マスで定める都市計画の再編方策に基づく<u>都市計画区域再編の方針により_____</u>統一化の方向で検討を進める。</p> <p><b>【機能分担】</b></p> <p>A 省略</p> <p>B 近隣地域の赤堀地域においては、都市マスで定める地域交流拠点の機能の確保に向けた取り組みを進めるとともに、都市計画区域再編の方針による区域区分見直し（線引き）<u>を実施_____</u>し、まちづくりを推進する。</p> <p>近隣地域の東地域においては、都市マスで定める地域交流拠点、流通拠点などの機能の確保に向けた取り組みを進めるとともに、都市計画区域再編の方針による区域区分見直し（線引き）<u>を実施し、まちづくりを推進する。</u></p> <p>近隣地域の境地域においては、都市マスで定める地域交流拠点、歴史文化拠点などの機能の確保に向けた取り組みを進める。</p> <p>② 景観形成</p> <p>ア 景観まちづくりの推進に係る取組</p>

【取組内容】

本市では、景観まちづくりを積極的に進めていくために、平成17年5月9日に、群馬県内初の景観行政団体になった。景観行政団体は、景観法に基づき、地域の特性に応じた風景や景色を守るさまざまな取り組みなどを独自に行うことができることから、平成19年3月に策定した伊勢崎市景観計画を必要に応じて随時変更する。

本市にふさわしい魅力ある景観まちづくり、個性と一体性を伸ばす景観まちづくりのため、市民・事業者との協働を図りながら、伊勢崎らしい良好な景観の形成に向けた取り組みを推進する。

【機能分担】 省 略

③ 医 療

ア 地域医療機能の高度化に係る取組

【取組内容】

伊勢崎市民病院を中心に、多くの医療機関を有する本市において、安心、安全な市民生活に資するため、群馬県保健医療計画に基づき、地域の医療連携体制の推進を図るため、医療機関がそれぞれの専門性を発揮しながら機能を分担し、連携しながら医療を提供している。

市内の医療機関を見ると、地勢的要件からへき地医療を除く5疾病4事業及び在宅医療に対し、がん治療の分野では、専門治療、地域がん診療連携拠点病院として伊勢崎市民病院、標準治療として3病院が対応している。脳卒中治療の分野では、脳血管障害の急性期治療に対応している公益財団法人脳血管研究所美原記念病院外2病院に加え、リハビリテーションから家庭復帰まで回復期の治療を行う医療法人石井会石井病院外3病院、急性心筋梗塞治療の分野では、社会医療法人鶴谷会鶴谷病院外1病院、糖尿病治療の分野では、多数の医療機関が対応している。精神疾患治療の分野では、群馬県立精神医療センター外3病院が入院診療に対応している。

【取組内容】

本市では、景観まちづくりを積極的に進めていくために、平成17年5月9日に、群馬県内初の景観行政団体になった。景観行政団体は、景観法に基づき、地域の特性に応じた風景や景色を守るさまざまな取り組みなどを独自に行うことができることから、平成19年3月に伊勢崎市景観計画を策定した。なお、平成24年11月には国史跡に指定された田島弥平旧宅の周辺区域を景観重点区域に指定する景観計画の変更を行った。

本市にふさわしい魅力ある景観まちづくり、個性と一体性を伸ばす景観まちづくりのため、市民・事業者との協働を図りながら、伊勢崎らしい良好な景観の形成に向けた取り組みを推進する。

【機能分担】 省 略

③ 医 療

ア 地域医療機能の高度化に係る取組

【取組内容】

伊勢崎市民病院を中心に、多くの医療機関を有する本市において、安心、安全な市民生活に資するため、群馬県保健医療計画の中で医療連携体制の重要性が述べられているとおり、各医療機関が持つ得意分野や特徴的機能を充実させ、お互いの連携により良質な医療を確保する。

市内の医療機関を見ると、地勢的要件からへき地医療を除く5疾病4事業及び在宅医療に対し、がん治療の分野では、専門治療、地域がん診療連携拠点病院として伊勢崎市民病院、標準治療として2病院が対応している。脳卒中治療の分野では、脳血管障害の急性期治療、リハビリテーションから家庭復帰までの一貫治療を行う公益財団法人脳血管研究所美原記念病院外2病院、急性心筋梗塞治療の分野では、伊勢崎市民病院外1病院、糖尿病治療の分野では、多数の医療機関が対応している。精神疾患治療の分野では、群馬県立精神医療センター、資生会研究所大島病院及び医療法人原会原病院が入院診療に対応している。

また、二次救急医療機関については、休日夜間急患センターの運営も行っている伊勢崎佐波医師会病院外7病院、災害拠点病院2病院、周産期医療については、協力医療機関としての伊勢崎市民病院、小児医療については、伊勢崎市民病院外1病院が開設されている。

一方、在宅医療の分野においては、内科、小児科、産婦人科を始めとする病院及び各種診療所、人工透析や糖尿病等に取り組む診療所、歯科診療所等、さまざまな診療科目に対応する医療機関が開設されている。

一次医療及び一次救急の分野においては、在宅医療のほか、〔削る〕 福祉介護・健康増進・予防注射・健康診断などを担う、かかりつけ医やかかりつけ歯科医の普及・促進により、各医療機関における機能を活かし、〔削る〕 医療サービスの質の向上を図る。

加えて、小児科、産婦人科、循環器科等の病院勤務医師の不足に対し、看護師を含め、〔削る〕 医療従事者の人材確保を群馬県と連携し取り組む。

〔削る〕

#### 【機能分担】

A 中心地域においては、群馬県保健医療計画における5疾病、へき地医療を除く4事業及び在宅医療を提供できる病院のさらなる連携を図る。

また、周産期医療・小児医療及び人工透析を担う医療機関も含め、各医療機関における専門分野などの情報を市民に提供し、かかりつけ医の普及・促進〔削る〕を図る。

B 近隣地域における人口は全人口の約4割を占めているが、医療機関数においては全体の約2割で、中心地域に集中している傾向で

ある。

このことから、市民に対し、近隣地域に開設さ

また、二次救急医療機関については、休日夜間急患センターの運営も行っている伊勢崎佐波医師会病院外7病院、災害拠点病院2病院、周産期医療については、協力医療機関としての伊勢崎市民病院、小児医療については、伊勢崎市民病院外1病院が開設されている。

一方、在宅医療の分野においては、内科、小児科、産婦人科を始めとする病院及び各種診療所、人工透析や糖尿病等に取り組む診療所、歯科診療所等、さまざまな診療科目に対応する医療機関が開設されている。

一次医療や初期救急の分野においては、在宅医療のほか、家庭看護・福祉介護・健康増進・予防注射・健康診断などを担う、かかりつけ医〔追加〕の普及・促進を図る。これらの医療機関における機能を活かし、連携を深め、医療サービスの質の向上を図る。

加えて、小児科、産婦人科、循環器科等の病院勤務医師の不足に対し、女性医師確保を含め、医師・看護師など医療従事者の人材確保を進める。

次に、病院・各診療所間の連携に向け、情報の迅速な伝達や共有化が欠かせないことから、病院における医療情報電子化事業など地域医療情報の共有化に向けて機器の高度化を図る。

#### 【機能分担】

A 中心地域においては、群馬県保健医療計画における5疾病、へき地医療を除く4事業及び在宅医療を提供できる病院のさらなる充実を図る。

また、周産期医療・小児医療及び人工透析を担う医療機関も含め、各医療機関における専門分野などの最新情報を市民に提供し、かかりつけ医の普及・促進とともに、身近で受診しやすい各種医療機関の利用促進を図る。

B 近隣地域における人口は全人口の約4割を占めているが、医療機関数においては全体の2割で、中心地域に集中している傾向となっており、特に、産婦人科を受け持つ医療機関が無いなどの特徴がある。

このことから、市民に対し、近隣地域に開設さ

れている各種医療機関について、専門分野や特徴などの詳細な情報提供を行い、地元医療機関の利活用の促進を図る。

④ 教 育

ア 中等教育学校の充実に係る取組

【取組内容】

平成21年度に開校した四ツ葉学園中等教育学校は、市立では全国初の中等教育学校であり、全圏域から多くの生徒が通っている。6年間の一貫した教育により、効果的な学習に取り組める文武両道の学校として、一層の教育環境の整備やカリキュラムの充実を図り、市民から愛される学校づくりを推進する。また、市立の学校として、地域・企業・大学と連携した教育活動を推進し、地域社会に貢献できるグローバル人材の育成を図る。

〔削る〕

【機能分担】 省 略

イ 省 略

⑤ 工 業

ア 工業団地等への企業誘致に係る取組

【取組内容】

本市の 経済基盤となる産業の創出及び安定した雇用の確保を目的として、群馬県と連携を取りながら、工業用地や工場跡地、空き工場へ積極的に優良企業を誘致して、地域経済全体を活性化する。

【機能分担】

A 中心地域においては、北関東自動車道、国道17号上武道路、国道462号など広域幹線道路の交通アクセスの優位性を活かした新規産業団地の検討を進めるほか、既存の工業団地等における空き工業用地への企業誘致を図る。

B 近隣地域においては、北関東自動車道、国道17号上武道路、国道354号東毛広域幹線道路、国道50号など広域幹線道路の交通アクセスの優位性を活かし、物流関連産業の集積を図る。また、

れている各種医療機関について、専門分野や特徴などの詳細な情報提供を行い、地元医療機関の利活用の促進を図る。

④ 教 育

ア 中等教育学校の充実に係る取組

【取組内容】

平成21年度に開校した四ツ葉学園中等教育学校は、市立では全国初の中等教育学校であり、全圏域から多くの生徒が通っている。6年間の一貫した教育により、効果的な学習に取り組める文武両道の学校として、一層の教育環境の整備やカリキュラムの充実を図り、市民から愛される学校づくりを推進する。また、市立の学校として、地域・企業・大学と連携した教育活動を推進し、地域\_\_\_\_\_に貢献できる〔追加〕\_\_\_\_\_人材の育成を図る。さらには、本市グローバル教育の推進役として、地元中学校・高等学校との連携を図りながら、「いせさき」から「世界にはばたく」システムを創造していく。

【機能分担】 省 略

イ 省 略

⑤ 工 業

ア 工業団地等への企業誘致に係る取組

【取組内容】

自立する経済基盤となる産業を創出し雇用を確保するため、群馬県と連携して\_\_\_\_\_、工業用地や工場跡地、空き工場へ積極的に優良企業を誘致して、地域経済全体を活性化する。

【機能分担】

A 中心地域においては、伊勢崎宮郷工業団地の早期完売を目指すとともに、他\_\_\_\_\_の工業団地等における空き工業用地への進出促進を図る。

B 近隣地域においては、\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

新規産業団地の検討を進めるほか、既存の工業団地等における空き工業用地への企業誘致を図る

⑥ 農 業

ア 農産物のブランド化、地産地消の推進と生産基盤の整備に係る取組

【取組内容】

本市は、野菜等を中心に多品目栽培に取り組んでおり、将来、農産物の指定産地の拡大を図り、PRの推進及び高付加価値化に取り組み、より一層の高品質化を推進する。

また、学校給食や直売所を中心に地産地消に取り組むとともに、関係機関、関係団体等と連携して野菜等の栽培を自ら体験できる市民農園や地域農業を支える担い手農家の育成、生産基盤整備等を推進する。

また、市内に散見される耕作放棄地の対策としては、農業委員会と連携して農地の再生と保全に努める。

【機能分担】

A 中心地域においては、関係機関、関係団体等と連携して、安全で安心、新鮮な地元農産物とその加工品等の安定出荷体制の構築と販売促進に取り組む。

また、直売所をキーステーションにして、消費者と生産者が一体となった地産地消活動の推進を支援するとともに、生産基盤の整備を通じて地域農業者への支援に努める。

特に、施設野菜を主体とした園芸作物の生産拡大による農業経営の安定化への取り組みを支援する。

B 省 略

⑦～⑨ 省 略

既存の工業団地等における空き工業用地への企業誘致を図るとともに、北関東自動車道、国道17号上武道路、国道354号東毛広域幹線道路、国道50号など主要幹線道路の交通アクセスの優位性を活かし、物流関連産業の集積を図る。

⑥ 農 業

ア 農産物のブランド化、地産地消の推進と生産基盤の整備に係る取組

【取組内容】

本市は、野菜等を中心に多品目栽培に取り組んでおり、将来、農産物の指定産地の拡大を図り、PRの推進及び高付加価値化に取り組み、より一層の高品質化を推進する。

また、学校給食や直売所を中心に地産地消に取り組むとともに、関係機関、関係団体等と連携して野菜等の栽培を自ら体験出来る市民農園や地域農業を支える担い手農家の育成、生産基盤整備等を推進する。

また、市内に散見される耕作放棄地の対策としては、農業委員会と連携して農地の再生と保全に努める。

【機能分担】

A 中心地域においては、関係機関、関係団体等と連携して、安全で安心、新鮮な地場農産物とその加工品等の安定出荷体制の構築と販売促進に取り組む。

また、直売所をキーステーションにして、消費者と生産者が一体となった地産地消活動の推進を支援するとともに、生産基盤の整備を通じて地域農業者への支援に努める。

特に、施設野菜を主体とした園芸作物の生産拡大による農業経営の安定化への取り組みを支援する。

B 省 略

⑦～⑨ 省 略

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

① 省 略

② 道路等の交通インフラ

ア 道路等の交通インフラの整備に係る取組

【取組内容】

市町村合併による日常生活圏の拡大に伴い、圏域内外の往来を活発化し、往来時間を短縮する等、市民の日常生活、産業・経済活動を支える交通ネットワーク強化のため、圏域内外を結ぶ広域幹線道路、地域間を結ぶ都市内幹線道路と地域内の生活圏相互を結ぶ生活道路など交通インフラの整備充実を図る。

【機能分担】

A 中心地域においては、圏域全体の道路ネットワーク化を目的として、国道、県道などとの連携を図り、近隣地域や圏域外からのアクセスを確保するため、主要地方道の  
桐生伊勢崎線や足利伊勢崎線などの広域幹線道路の整備を促進する。

圏域内外へのアクセス機能も担う都市計画道路については、北部環状線や名和幹線などの整備により、道路相互の円滑な交通機能の充実を進めて、道路ネットワークを構築する。また、住民の日常生活に身近な生活道路については、安心・安全な歩行者空間の確保を進め、幹線道路までの円滑な接続が可能な道路環境の整備を図る。

B 近隣地域においては、圏域外や中心地域へのアクセスを確保するため、〔削る〕国道50号〔削る〕前橋笠懸道路などの広域幹線道路の整備促進と市道（赤）112号線などの都市内幹線道路の整備推進により、道路相互の円滑な交通機能の充実を図る。また、住民の日常生活に身近な生活道路については、安心・安全な歩行者空間の確保を進め、幹線道路までの円滑な接続が可能な道路環境の整備を図る。

③ 省 略

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

① 省 略

② 道路等の交通インフラ

ア 道路等の交通インフラの整備に係る取組

【取組内容】

市町村合併による日常生活圏の拡大に伴い、圏域内外の往来を活発化し、往来時間を短縮する等、市民生活、産業及び経済を支える交通ネットワーク強化のため、圏域内外を結ぶ主要幹線道路、地域間を結ぶ幹線道路と地域内の生活圏相互を結ぶ生活道路など交通インフラの整備充実を図る。

【機能分担】

A 中心地域においては、圏域全体の道路ネットワーク化を目的として、国道、県道などとの連携を図り、近隣地域や圏域外からのアクセスを確保するため、国道462号などの主要幹線道路や県道桐生伊勢崎線、県道足利伊勢崎線などの幹線道路の整備を促進する。

また、市道

北部環状線や、市道名和幹線などの整備により、道路相互の円滑な接続を図り道路機能の充実を推進し、基幹道路ネットワークを構築するほか、住民の日常生活に身近な生活道路については、安全な歩行者空間の確保を進め、幹線道路等までの円滑な接続が可能な道路環境の整備を図る。

B 近隣地域においては、圏域外や中心地域へのアクセスを確保するため、上武大橋架替えや国道50号バイパス前橋笠懸道路などの主要幹線道路や外環状道路などの幹線道路の整備促進により、道路相互の円滑な接続を図り道路機能の充実を推進するほか、住民の日常生活に身近な生活道路については、安全な歩行者空間の確保を進め、幹線道路等までの円滑な接続が可能な道路環境の整備を図る。

③ 省 略

④ 定住及び転入

ア 圏域への定住及び転入促進に係る取組

【取組内容】

群馬県内のどの地域にも通勤でき、東京圏へも通勤可能な本市のメリットを市ホームページや広報紙等を活用して積極的に情報発信するとともに、土地  
区画整理事業等による居 \_\_\_\_\_ 住環境整備のさらなる推進により圏域への定住及び転入を促進する。

【機能分担】

A 中心地域においては、土地区画整理事業等に合  
わせて \_\_\_\_\_ 道路、公共下水道 \_\_\_\_\_ などの基  
盤整備 \_\_\_\_\_ を推進して、良好な居住環境の形成  
を図るとともに、群馬県内のどの地域にも通勤でき  
る本市のメリットを情報発信する。

B 近隣地域においては、日常生活に欠かせない道  
路、公共下水道 \_\_\_\_\_ など居住環境整備を推進する。

⑤ 観光イベント及び市民交流

ア 観光イベントによる集客及び市民交流の推  
進に係る取組

【取組内容】

圏域内の主要な観光資源である華蔵寺公園遊園  
地、各地域の花、歴史資産、川などを活用したイベ  
ントや地域の祭りなどのPRを実施し、  
\_\_\_\_\_ 観光事業を充実さ  
せる。

また、各地域の祭りなどのイベントも圏域内での  
回遊性を向上させ地域交流を推進させる。

【機能分担】 省 略

⑥ 都市間交流

ア 都市間交流の促進に係る取組

【取組内容】

都市の総合的な活力や魅力を高めるため、隣接す  
る前橋市、高崎市、太田市、桐生市、みどり市、埼  
玉県本庄市及び深谷市、また、友好親善都市である  
新潟県長岡市寺泊地域 \_\_\_\_\_ [削る]  
\_\_\_\_\_ との交流を推進し、多くの市民の交流を促進す  
る。

④ 定住及び転入

ア 圏域への定住及び転入促進に係る取組

【取組内容】

群馬県内どこで \_\_\_\_\_ も通勤でき、東京 \_\_\_\_\_ へも通  
勤可能な本市のメリットを市ホームページや広報紙  
等の活用により \_\_\_\_\_ 情報発信するとともに、土地  
区画整理事業のさらなる進展や住環境整備の進展  
\_\_\_\_\_ により圏域への定住及び転入を促進する。

【機能分担】

A 中心地域においては、土地区画整理事業の進展  
を図ることにより道路、公共下水道事業など \_\_\_\_\_ 基  
盤整備事業を推進し、住宅地の増加 \_\_\_\_\_ を  
図るとともに、群馬県内どこで \_\_\_\_\_ も通勤でき  
る本市のメリットを情報発信する。

B 近隣地域においては、 \_\_\_\_\_ 道  
路、公共下水道事業など \_\_\_\_\_ 住環境整備を推進する。

⑤ 観光イベント及び市民交流

ア 観光イベントによる集客及び市民交流の推  
進に係る取組

【取組内容】

圏域内の主要な観光資源である華蔵寺公園遊園  
地、各地域の花、歴史資産、川などを活用したイベ  
ントや地域の祭りなどのPRを実施するとともに、  
\_\_\_\_\_ 新たに交流体験型事業を実施し、観光事業を充実さ  
せる。

また、各地域の祭りなどのイベントも圏域内での  
回遊性を向上させ地域交流を推進させる。

【機能分担】 省 略

⑥ 都市間交流

ア 都市間交流の促進に係る取組

【取組内容】

都市の総合的な活力や魅力を高めるため、隣接す  
る前橋市、高崎市、太田市、桐生市、みどり市、埼  
玉県本庄市及び深谷市、また、友好親善都市である  
新潟県長岡市寺泊地域、さらに、東京都台東区浅草  
地域との交流を推進し、多くの市民の交流を促進す  
る。

<p>【機能分担】 省 略</p> <p>⑦ 省 略</p> <p>(3) 省 略</p>	<p>【機能分担】 省 略</p> <p>⑦ 省 略</p> <p>(3) 省 略</p>
---	---